

特定事業の選定

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定に基づき、日高村営改良住宅建替事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を下記のとおり公表する。

令和6年7月23日

日高村長 松岡 一宏

【評価結果】

1 財政支出の確認等の定量的評価

村が直接事業を実施する場合と比較して、PFI の場合事業期間を通じた一般財源負担の縮減が期待できる。

2 本事業をPFI 事業として実施することについての定性的評価

PFI 方式で事業を実施する場合には、民間のノウハウにより質の高いサービスを提供する民間事業者を選択できる可能性が高まり、選定された事業運営能力の高い民間事業者が、当該施設の施設整備から維持管理・運営まで一括して事業を遂行するため、施設整備及び維持管理・運営の効率化やコスト縮減が期待できる。

3 民間事業者に移転されるリスクの検討による村のリスクの軽減の確認評価

PFI 方式で事業を実施する場合は、設計及び施工、維持管理・運営におけるリスクを民間に移転することが可能であり、村のリスク負担が軽減されるため、PFI が有利である。

上記1～3より、財政負担の軽減が図れ、質の高いサービスが確保でき、村が直接事業を実施する場合よりPFI 方式のほうが有利である。

以上から、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条に基づく特定事業として選定する。